令和８年度東京都入札監視委員会　第１回制度部会

令和８年９月９日（水）
東京都庁第一本庁舎33階南塔　特別会議室Ｓ５

【荒山契約調整担当部長】　それでは、定刻となりましたので、これより令和８年度東京都入札監視委員会第１回制度部会を開催させていただきます。委員の皆様には、お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

私、財務局契約調整担当部長の荒山です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、東京都の入札契約制度につきましてご意見を頂戴いたします。委員の皆様には、それぞれご専門の見地から忌憚のないご意見を頂戴し、東京都の入札・契約手続の公正性、透明性の確保にお力添えいただければと考えております。ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本日の委員の出席者につきましては、４名の委員皆様、オンラインによるご参加ということでご参加をいただいております。

都の出席者につきましては、出席者名簿のとおりでございます。

なお、４月１日付で人事異動がございまして、新たに経理部長として佐藤が着任をしております。

【佐藤経理部長】　よろしくお願いいたします。

【荒山契約調整担当部長】　次に、本日の議事進行役でございますが、堀田部会長にお願いしたいと存じます。皆様よろしいでしょうか。

（異議なし）

【荒山契約調整担当部長】　では、堀田部会長、進行のほどよろしくお願い申し上げます。

【堀田部会長】　それでは、ご指名ですので進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですけれども、本日の議事進行と資料について、事務局からのご説明をお願いいたします。

【石川契約調整技術担当課長】　契約調整技術担当課長の石川でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事進行につきまして、簡単にご説明申し上げます。

本日は、当委員会設置要綱第２条第２号に基づく入札・契約制度の議題となります。

議案は、第三次・担い手３法と契約制度に関する都の取組、最近の工事契約への対応について、施工時期等の平準化についてでございます。

続きまして、事前にお送りした資料について確認させていただきます。

本日の資料、Ａ４縦の次第一式と、Ａ４横の資料１が８枚、資料２が１枚、資料３が３

枚でございます。資料の不足等ございませんでしょうか。

ありがとうございます。そうしましたら、堀田部会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

【堀田部会長】　それでは、議事を進めさせていただきます。

本日は、制度の改正等の審議ということではなくて、最近の都の取組に関するご報告と伺っておりますので、第三次・担い手３法と契約制度に関する都の取組、それから、最近の工事契約への対応について、そして、施工時期等の平準化について、こちら３点について、まとめて事務局からご説明をお願いいたします。

【石川契約調整技術担当課長】　それでは、ご説明申し上げます。

まず資料１「第三次・担い手３法と契約制度に関する都の取組」をご覧ください。

こちらは上段に、報告の趣旨を書かせていただいておりますけれども、持続可能な建設業の実現に向けた第三次・担い手３法、建設業法、入札契約適正化法、公共工事品質確保法の３法ですけれども、こちらが令和６年７月に公布され、令和７年12月に全面施行されたところでございます。

本日は、この第三次・担い手３法の概要と法施行に伴う契約制度に関する都の取組についてご報告をさせていただきたいと思います。

下段に目次としてありますけれども、前半は国土交通省の資料なども活用しながら、建設業の役割や現状、法改正の概要など、背景ですとかそういったところからご説明をさせていただきたいと思います。また、その上でより詳しいところとして、労務費の基準、入札時の実効性確保の取組、労務費ダンピング調査など、都の取組のご説明をさせていただくというような形で進められればと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、１ページおめくりください。建設業の役割というところでございますけれども、上段、青い四角の中ですけれども、建設産業は、地域のインフラの整備やメンテナンス等の担い手であると同時に、地域経済・雇用を支え、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として国民生活や社会経済を支えるなど、大きな役割を担っていただいているところでございます。

下段左、赤い四角ですけれども、災害の応急対応として、平成23年の東日本大震災、また、こちらは平成28年の熊本地震のときの災害時の道路啓開などの写真が載っております。このように、重要な役割を地域で担っていただいているところです。

さらに、右側、紫の四角ですけども、インフラメンテナンスの必要性ということで、これはどちらも橋の資料になっていますけれども、インフラのメンテナンス、橋・トンネル・道路、様々ございますけれども、こういうものをしっかり行っていかないとその維持がなかなかできないというところでも、非常に大きな役割を担っていただいているというところでございます。

次のページをお開きください。こちらは建設業就業者の現状という資料です。左が技能者等の推移ということで、下のグラフ、こちらの棒グラフのほうが建設業従事者数となっ

ています。こちらをご覧いただきますと、平成９年頃をピークに徐々に右肩下がりになっており。就業者・技能者ともに減少しているという状況が伺えます。

それで、赤い折れ線ですけれども、これは従事者の全産業に占める割合を示しております。こちらにおきましても右肩下がりで減っているというところがうかがえる資料になっております。

今度は右側の資料でございますけれども、こちらが建設業就業者の高齢化の進行というところでして、下の折れ線グラフの上２本の線、こちらをまずご覧いただきます。三角が全産業、四角が建設業を示しています。上２本が高齢化を示しているところでして、55歳以上の推移になっております。

これをご覧いただきますと、全産業の55歳以上よりも建設業の55歳以上の方の割合がおおむね４、５％高い、なおかつ現状を見ましても右肩上がりで増えているというような内容になっております。一方、下の２本ですけれども、こちらが29歳以下を示しておりまして、三角が同じく全産業、四角が建設業というところでございます。こちらも、全産業と比べまして建設業のほうがおおむね５、６％程度低いということで、高齢化が進んでいるということと、次世代の技術承継、担い手の確保、この辺りが非常に大きな課題になっているということを示した資料となっております。

次のページをおめくりください。そういう背景がある中で、第三次・担い手３法というものが施行されたというところです。一番上の青い四角をご覧いただきますと、背景・必要性となっておりますが、建設業は、他産業よりも賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保は困難。また、二つ目ですけれども、その重要な役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性の向上に取り組む必要があるとされております。

右側の四角と矢印、フローのところですけれども、担い手を確保して持続可能な建設業へ発展していこうとしております。

下の大きい赤い四角が、その３法の改正の概要になっております。大きく３点ございまして、１点目が労働者の処遇改善、二つ目が資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止、三つ目が働き方改革と生産性向上となっておりまして、契約制度としましてはこの一つ目、労働者の処遇改善の辺りに主に関わっております。この中で、より詳しいところは、次のページでご説明をしたいと思います。

労務費の基準となっておりますけれども、既に労働者の処遇確保は建設業者の努力義務として建設業法で定められております。また、適正な水準の労務費が、公共工事・民間工事にかかわらず、受発注者間、また元請－下請間、さらには下請同士の間、全ての段階においてもしっかり確保されて、技能労働者の賃金として行き渡ることを図るといった目的のために、中央建設業審議会において「適正な労務費の基準」というものを作成し、これを著しく下回る見積りや契約の締結をそもそも禁止するということとなっております。これに当たっての具体的な基準値については、順次、国交省のほうで決定をされていると伺

っております。

また、その実効性を確保する取組というところで、様々国の中でも取組を行っているところですが、その中の一つとして、都を含む地方自治体での取組というものが出てくるということになります。

それについて、次のページをご覧いただきたいと思います。こちらが入札時の実効性の確保の取組として都で行っている内容になります。２点ございまして、上の一つ目、入札時に労務費等を記載した内訳書を提出とありますが、これは入契法12条に規定をされているもので、建設事業者の義務として位置づけられております。今までも入札時には内訳書を提出いただいていたところですが、この表の中の赤字の部分、材料費や労務費を追加して内訳書を出していただくということで、今年の４月、令和８年４月から、これについては既に実施をして、事業者の皆様にご対応いただいているところとなります。

２点目につきましては、内訳書の調査、労務費ダンピング調査となっております。こちらも入契法の中で発注者が確認をすることとなっているところですけれども、具体的なやり方について国がガイドラインの中で示したということを受けて、都でも実施をするというものになります。内容としましては、事業者の方にお出しいただいた入札金額内訳書に明示された労務費、これが著しく低いかどうかを調査するという内容でして、労務費が著しく低いおそれがあると判断した場合には理由書を提出いただきます。その内容について、正当な理由がない場合などは建設Ｇメン、こちらは国交省の職員となりますけれども、こちらに通報していくこととなります。

都としては、この制度の円滑な導入を図るため、関連事業者が多くなる傾向のある大規模な案件から試行して実施していきたいというふうに考えております。これにつきましては今年の６月末に公表して、今年の10月、令和８年10月以降、公告等を行う案件から実施をしていくということにしております。

次のページをおめくりください。これが都における労務費ダンピング調査のフローになっておりますが、まず公表時に労務費ダンピング調査の対象工事であるということを記載して公表いたします。それで、開札をいただきまして、低入札価格調査制度や総合評価の場合もありますけれども、必要な手続、通常の契約手続を経まして、落札候補者となった方に対して、労務費ダンピング調査として労務費の確認をいたします。これが一定水準未満の場合に理由書を提出していただきまして、契約に至ります。水準以上の場合には、当然、理由書の提出は求めません。理由書を出していただいた場合には、契約後、その内容を確認して、理由によっては建設Ｇメンのほうに通報することとなります。いずれの場合においても、工事はそのまま履行いただくというような手続となっております。

次のページですけれども、この労務費ダンピング調査は関わるものも多く、内容が少し分かりにくいところがございますので、こちらで全体的な建設業法の中での動きをまとめさせていただいております。

公共発注者、いわゆるこの場合ですと東京都ですけれども、それと建設Ｇメン、あと許

可行政庁の事務分担についてという資料になっております。一番上、運用フェーズのところをご覧いただきますと、最初に労務費ダンピング調査とございます。これを公共発注者、今回の場合は東京都のほうで行いまして、直接工事費、労務費を確認し、内容によっては建設Ｇメンに、先ほど申し上げたように通報します。この通報は、建設Ｇメンが受け取ったらすぐに調査とかを行うというようなものではなく、いろいろな情報を建設Ｇメンの中で集約いたしまして、調査の必要性も踏まえた上で、実際にはこの書面調査ですとか実地等の調査に入るということで、この労務費ダンピング調査の通報は、いわゆる建設Ｇメンが本格的な調査に当たるための端緒情報としての位置づけとなっております。建設Ｇメンにおいて調査をして、その結果、法令違反の疑いが高いような事案につきましては、建設業法の許可行政庁、国土交通省、もしくは都道府県知事許可であれば都道府県ということで、東京都ですと建設業課になりますけど、こちらのほうに情報が行きまして、そちらで立入検査や報告の聴取、また、必要に応じて指導・監督というふうな運びになっております。

資料１の説明としては以上となっております。

続いて、資料２のご説明をさせていただければと思います。

資料２「最近の工事契約への対応について」をご覧いただければと思います。こちらですけれども、具体的には中東情勢を受けた対応というところになっております。契約制度における都の対応状況として、一番上の四角にまとめております。まず、契約金額や契約期間の変更など、柔軟に対応するよう、庁内に通知をいたしております。

二つ目ですけれども、物価高騰などの金額の変動に対応するスライド条項について、既に事業者へは浸透している制度ではございますけども、これについて、改めて受注者の方に周知をするということで、監督員を通じてお知らせしているところでございます。

三つ目、単価契約工事における物価変動への対応について、庁内通知としておりますけれども、複数の品目について単価をあらかじめ定めて契約をして、それに応じて工事をしていただいて、そのお金を払うというような契約の体系がございます。こちらについては通常、単価というのは契約の核になる重要なものなので、ここの変更というのはあまり行っていないところなのですが、現場で困らないよう、中東情勢も踏まえまして、これについてもしっかり対応するようにということで庁内に通知をしているところでございます。

四つ目、黒い四角になっておりますけど、これは、契約部署というよりは工事主管部署の取組ということで併せて書かせていただいておりますけれども、ナフサ由来の建築資材について、代替資材の調達や流通経路見直し、思っていたところから手に入らなくて違うところから手に入ったら少しお金が高くなってしまったとか、そういった場合も含めたときの金額の変更について、設計変更で対応するというような運用を開始したというところでございます。

中東情勢を受けて、国土交通省からも建設工事において、その資材の調達や価格などへの影響が懸念されていることから、中段の二つのような要請が地方公共団体に出されてお

ります。適切な請負代金、また工期の設定、あわせて、適切な契約の変更というところで、こういった要請にもしっかり応える内容になっております。

参考として、今回の都の取組は、下段に入札不調の発生状況ということで資料をまとめさせていただいておりますが、中東情勢を受けて、入札の不調などの影響が出ているかというものを見たもので、令和６年度、７年度、それぞれ上期、下期と分けて書かせていただいておりますけれども、おおむね上期が多少数字がよくて、下期に若干悪くなるという傾向があるというところです。

令和８年は直近の数字がまとまっている範囲で、４月から７月までの数字となりますが、例年の上期と比べてあまり変わらない、むしろ若干、少しいいかなといったところの状況になっております。中東情勢としては令和８年２月末に状況が発生しまして、その後、資材の調達について難しくなってきているという話が４月ぐらいから始まり、５月辺りに一度ピークがあったというふうにも聞いておりますけれども、入札の不調というところを見る限りにおいては、具体的な変化はうかがえない状況です。

上段の四角でも書いているように、都でも様々取組をしておりますので、そういったところを踏まえ、ある程度安心して入札に参加いただいているということもあるのかなと捉えているところでございます。

資料の二つ目の説明については以上となります。

続いて、次が最後のご説明となります。資料３「施工時期等の平準化について」をご覧いただきたいと思います。

こちらは、平成28年から国でも旗を振っていただきまして、都でも取り組んできているというものですけれども、背景としては、公共工事においては年度内の時期によって工事の繁閑に大きな差が発生し、特に、工事の閑散期には仕事が不足して、公共工事に従事する技能者の収入が減る可能性が懸念されるということがありました。日払いで働いていただいている方も多いというところで、下の棒グラフの左側、青い四角の部分、４、５、６月、年度の頭のところが、やはりどうしても仕事が少なくなるということで、技能者の方の収入が不安定になるというようなことが懸念されています。ここについて、まず年間の業務を平準化して安定的な収入を得ていただく。こういうものが平準化のスタートだったというふうに聞いております。その後、繁忙期、１、２、３月、こちらは赤い四角で囲われておりますけど、昨今の働き方改革ですとかそういったことも受けて、技能者の長時間労働や休日取得のしにくさなどもございますので、こちらも平準化をしていこうというふうに、その後、なってきました。特に繁忙期については、建設業者においては技術者が不足する懸念などもございましたので、様々な面でも重要な取組なのかなというふうに捉えております。

下段の赤い字ですけれども、品確法におきましても、発注者の責務として、この公共工事の施行時期の平準化というものが規定をされているところです。また、入契法におきましても、公共工事の発注者が施工時期の平準化のための方策を講じることというのが既に

努力義務化をされております。

次のページにお進みください。これを受けて、都として行ってきた取組のご紹介ですけれども、まず平成28年度から30年度にかけましては発注時期の平準化として取り組んでまいりました。工事について、工事の発注が集中する時期、年度頭からいろいろ準備を進めて、実際に発注されるのが多いのが、10月から12月ということが多かったのでということと、あと端境期、年度を挟んだ３月、５月、こちらの発注件数の比率を比べて平準化を進めるという取組をしていたところです。

その後、令和元年から令和３年におきましては、施工時期等の平準化ということで少し内容を変えておりまして、工事におきましては、先ほどご覧いただいた棒グラフにあった４月から６月、閑散期ですね、こちらの平均稼働件数と年度全体の平均稼働件数を比較した比率を見て平準化を図るということで、１に近いほうが年度全体の平均と、４月から６月の閑散期の稼働件数がおおよそ近しいということで平準化が図れているというような指標となります。このときから、あわせて、設計等委託におきましても、こちらは委託なので、履行期限間際はやはり非常に忙しくなるという傾向があり、年度末にそれが集中してしまうということから、２月、３月に履行期限を迎える割合というものを指標としまして、これをできるだけ減らしていこうということで、小さいほうが平準化をできているというような指標で、平準化に取り組んでまいりました。

その後、令和４年度から令和８年度にかけて取り組んできたのが、同じく施工時期等の平準化ではあるのですけれども、取組期間の拡大、見える化を行っております。工事につきましては、取組としては継続、その前のタームから継続しているのですけれども、設計等委託においては、１月も含めて履行期限を迎える件数を減らしていこうということで、対象の期間を拡大しております。

なおかつ、見える化として、東京都のホームページで各局の取組状況を公表するということで、各局も意識を新たに取り組んでいただいているというような状況でございます。

この取組の結果、平準化がどこまで進んでいるかというのが次のページになります。上段が工事の平準化の推移となります。こちらが業種ごとでまとめさせていただいておりまして、青が建築、赤が土木、緑が設備となっています。おおむね全体を見ていただきますと、緩やかに右肩上がり、１に近いほうがこれは平準化ができているという指標なので、そういう位置に近づいてきているのかなというような傾向は見ていただけるかと思います。

令和７年度、直近の数字を見ていただきますと、例えば一番上の赤いところですけれども、0.95という実績値の右に括弧で0.9とございますが、この括弧内が目標の値となっております。ということで、１に近いほうがよりよいということなので、土木においても建築においても設備においても、令和７年の段階で目標は一応達成をしたというような状態になっております。

中段が、こちらは設計等委託の平準化の推移、これも同様に、業種ごとで設計、測量、地質調査をそれぞれまとめております。こちらは先ほど申し上げたように、低いほうが平

準化ができているということになりますけれども、全体的に見ていただきますと、緩やかに右肩下がりにはなっているかとは思うのですけども、直近の令和７年度で増えてしまっている業種もあり、いずれも、令和７年度段階においては目標を達成できていないというふうになっております。

この取組は、令和８年度で一旦区切りを迎えることとなります。ですので、そこまでの取組状況を踏まえまして、令和９年度以降どのように取り組んでいくのかというのを今後検討していくというところで、こちらについては状況のご説明というところにさせていただいております。

資料の説明としては以上となります。ありがとうございました。

堀田部会長、進行のほうをお願いいたします。

【堀田部会長】　ご説明ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

柄澤先生、お願いいたします。

【柄澤委員】　よろしいでしょうか。まず、資料１に関して少しお伺いをしたいのですけれども、入契法12条、13条、主に12条に基づいた労務費のダンピング調査についてなんですけども、労務費が著しく低いか否かにつきまして、発注者が算出した一定基準を下回るか調査するということなのですけれども、この一定基準というものについてガイドラインなどを見ると、原則的には中央公契連モデルの係数を適用して一定基準とするということのようなのですけれども、こちらは、都のほうにおきましてもそのような運用をして、この計算をするということになりますでしょうか。

【石川契約調整技術担当課長】　ご質問ありがとうございます。

おっしゃるとおり、中央公契連のモデルを適用いたしまして、官積算の直接工事費に10分の9.7を乗じた額をもって比較をするということにさせていただいております。

【柄澤委員】　ありがとうございます。

そちらに関しまして、もう一点お伺いしたいのですけれども、この価格が一定基準を下回る場合、低い場合に、正当な理由があるのか、理由が合理的であるのかを判断するのかと思うのですけれども、この判断において、ガイドラインには合理的な理由の例と合理的ではない理由の例があるのですけれども、この判断において、建設業法施行規則13条の11において定める正当な理由の例もあるのですけれども、みずからが保有する低廉な資材を工事に用いることができるですとか、そういった事項もあるのですけれども、こういった建設業法の施行規則なども考慮されるのか、工事費全体ではなく、今回、労務費を含む直接工事費についての調査ということで、少しこの理由の考え方も異なってくるのかですとか、その辺の理由の合理性の判断の考え方みたいなものを教えていただければと思います。

【石川契約調整技術担当課長】　ありがとうございます。

おっしゃるとおり、国のガイドラインなどを踏まえて理由書の判断というところは考え

ておりまして、お話しいただいたように、持っている資機材を活用できるですとか、大規模なので施工性が想定よりもよいとか、過去同様の工事でよりよい施工手順など効率的な施工ができており、その歩掛りを使って積算しているですとか、そういったものが正当な理由になるというふうに考えているところでございます。労務費だけというよりは直接工事費、工事全体の考え方というところになろうかなと思います。

【柄澤委員】　ありがとうございます。

すみません、追加でもう一点だけよろしいでしょうか。資料３のところなのですけれども、施工時期の平準化について、都の取組として数字による見える化を進められてきたということなのですけれども、平準化そのものを進めるための具体的な施策としては、どのようなことをされているのか、各局に対して呼びかけをするですとか、そういうことになるのかどうか。そこの具体的な、もう少し実質的な取組のところをお伺いできればと思います。

【石川契約調整技術担当課長】　ご質問ありがとうございます。

こちらについては、各局に当然呼びかけをしているところですけれども、主に債務負担、単年度での施工ということではなくて、年度をまたいだ施工をすることで、発注時期や施工時期を平準化していくというところで、債務負担を積極的に活用するようにというような呼びかけを全庁にさせていただいております。

呼びかけにおきましても、通知などもそうですけれども、各局の契約担当などが集まる会議ですとか、平準化に係る会議などもございますので、そういった様々な場面を通じて、債務負担の活用、あと施工時期等の平準化について呼びかけてきました。特に、工事である程度成果が現れているというのは、特にこういったところが現れているものかなというふうに考えております。

【柄澤委員】　分かりました。ありがとうございました。

【石川契約調整技術担当課長】　ありがとうございました。

【堀田部会長】　ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

石橋委員、お願いいたします。

【石橋委員】　ありがとうございます。石橋からご質問させていただきます。

主に資料２でご質問できればと思います。スライド条項等の適用についてということで、庁内に通知というご説明のペーパーになっています。事前にご説明いただいたときには、従来はホームページの掲載だけだったのだけれども、今は発注部署の各担当部署が事業者に紙を配って声をかけているなどの組織的な対応を一歩進めているというふうに伺ったというふうに記憶しております。発注のご担当部署における組織的な周知や働きかけの取組というのは一定のご配慮だというふうに思います。

ただ、ご質問させていただきたいのは、受注者側の構造的な課題を解消するような本質的な取組になっているのかというところが気になるところです。庁内に通知をされて、そ

れがどのくらいの割合で事業者に到達しているのかということについてはどのように把握されておられるのでしょうか。また、中小設備事業者から見れば、スライド条項の複雑な書類を作って増額を請求しなければいけないという事務負担とか心理的なハードルというのは、通知だけでは何一つ解消されていないのではないかというふうに思っています。どこまで行ってもプル型の対応なのかなというふうに思っています。

資料１の４ページ目の一番下のところには、東京都さんはＤＸの対応を強力に推進しているのだというふうなご記載がありますので、ぜひ、デジタルを活用したプッシュ型の通知という形で、事業者の負担を根本的に軽減するような、そんな実効性のある取組を求められているのではないかというふうに思います。

それで、３月27日の全体会の中で私からそれについてご質問させていただいたときに、東京都さんからは、どう実現できるかを検討するというふうなご答弁をいただいております。どのような計画をご検討いただいているのか、どのように実効性を担保されていくお考えなのかを教えていただければ幸いです。

よろしくお願いいたします。

【石川契約調整技術担当課長】　ご質問のほどありがとうございます。

スライド制度、こちらについて受注者にどの程度到達をしているのかというところですけども、数字としての集計というのはしておりませんが、手続として、そもそも監督員からすべからく受注者のほうに手渡しをして通知をするという手続にしておりますので、基本的には全て周知ができているというふうに考えております。

また、事業者が書類の作成、資料の作成などもなかなか複雑で、大変でハードルがあるというところでございますけれども、このスライド制度の適用というのはそもそも契約の変更になります。契約の変更というのは、ご承知のとおり受発注者双方が協議して行うもので、基本的に都が一方的に行えるものではありません。また、制度上、施工状況ですとか、実際に資材を購入した際の資料ですとか、受注者しか把握し得ない情報が必要になります。こういう資料から、物価高騰などの影響が個別の工事にどの程度、どのような形で影響しているのかというものを確認することで、公金の適正な支出の根拠としていく必要がございます。

というところで、一定の受注者としての資料作成とか情報の提供というのがどうしても必要になってしまうというところはあるのですけれども、ただ、我々も全庁に対して、やはり受注者に寄り添って柔軟に対応するように徹底をしているところですし、発注部署から聞いたところですけれども、実際、受注者が単独でその作業をするということではなく、都が持っている資料を提供したりしながら、実際にはかなり寄り添って支援をしながら資料を整えているというふうに聞いております。

また、これは受注者の手間ということではないのですけれども、こういった受注者から頂いた細かい資料を基に実際の変更額を詳細に積算する作業というのは、これは監督員の業務となっておりまして、スライドを適用して価格転嫁に対応していくという、そのため

に、受注者以上の事務を都においても実施をしているというところについてはご理解をいただきたいというふうに考えております。

【石橋委員】　そうすると、次回の事業者さんヒアリングの中ではそういうご不満はもう出てこないという、そういう認識でよろしいでしょうか。

【石川契約調整技術担当課長】　やはり、手間をなくしてほしいというのはどこまで行ってもご要望としては出てくるかなとは思うのですけども、その必要性というものがあるというところを我々としてもしっかりご説明をして、特に税金を原資とする公金による公共調達ですので、その支出がいかに適正なものであるかというのをやはり我々としてもしっかり見て、またそれを都民に説明をしていく必要がございます。

そういう観点も含めて、資料をそろえるということの重要性とか、それに対して都がどこまで手伝うとか、そういう実態の部分も含めてご説明をさせていただいて、ご理解をしていただくというふうに考えております。

【石橋委員】　すみません。素直な感想なのですけども、同じ言葉が堂々巡りしているような気がしていますので、事業者さんとの間での合意形成というものを図っていく必要があると思います。

以上です。

【石川契約調整技術担当課長】　ありがとうございます。

【堀田部会長】　ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

斉藤委員、お願いいたします。

【斉藤委員】　ありがとうございます。

それでは、資料の１についてお聞きしたいと思います。まず資料１の５ページ上から三つ目を見ますと、中央建設業審議会が「適正な労務費の基準」を作成し、これを著しく下回る見積り・契約締結を禁止すると書かれています。次に、７ページを見ますと、そうした基準を著しく下回る場合であっても、理由書を出しさえすれば理由が合理的でなくても契約を結べて、工事に着工できることになっています。一見すると、契約の締結を禁止しつつ、結局契約が履行されることになっているように思います。これに関し、従来の政府の国会答弁等を見ていますと、建設業者とそこで雇用される建設労働者との間の賃金は、契約自由の原則があるから、最低賃金規制を除けば、第三者である国は介入することができないと言ってきたと思います。そうした政府見解と今回の措置はどのように折り合いをつけるのか、もしご存じでしたらご教示いただければと思います。

よろしくお願いします。

【石川契約調整技術担当課長】　ご質問ありがとうございます。

先生がご紹介いただいたとおり、建設事業者とその労働者の賃金というところに関しては、国の述べているとおりかというふうに認識をしております。

労務費ダンピング調査上の理由書のところについて、それが契約の効力に影響しないの

かというところかと思うのですが、労務費ダンピング調査の理由書の内容の判断、これをＧメンに通報するか否かというところは、考え方としては、先ほども少し触れたように、国のガイドラインの中で、こういう場合は適切、こういう場合は適切ではないというものが示されてはおりますが、明確な基準があるものではございません。内容を確認する発注者の恣意性がどうしても排除できないという状況になります。これを契約の効力に結びつけてしまった場合、発注者の裁量というのが非常に大きくなり過ぎてしまう。

例えば、受注者、事業者の立場からしますと、大きな工事を受注できたとしても予期せず無効にされてしまうような可能性もあるということで、事業者のほうは極めて不安定な立場になるというふうな懸念があると考えています。

このようなことから、本格的な調査については通報を受けた建設Ｇメンが必要に応じて実施し、その上で、許可行政庁によって適切な行政処分等が行われるということで、国においても、この取扱いは同様になっておりますので、理由書とか労務費ダンピング調査は、そういった考えで、こういう手続のやり方になっているものだと認識をしております。

【斉藤委員】　ありがとうございます。

そうしますと、建設Ｇメンに通報されて、建設Ｇメンがこれは問題だとしたにもかかわらず、工事はちゃんと履行されたという場合であっても、その後に建設業法上の処分につながる可能性があるという理解でよろしいでしょうか。

【石川契約調整技術担当課長】　おっしゃるとおり、建設業法違反であると判断された場合、その契約がそもそも有効なのか無効なのかということかと思うのですが、建設業法上、それは許可行政庁からの指導の対象にはなるのですけれども、契約を無効にする規定というのは建設業法上にはございません。そのため、個別具体の状況によっては変わると思うのですけれども、一般論としては、必要に応じて協議解除ですとか契約の変更ですとか、そういったもので何かしら対応していくものと考えております。

【斉藤委員】　とてもよく分かりました。ありがとうございました。

【石川契約調整技術担当課長】　ありがとうございます。

【堀田部会長】　ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。特に、労務費の基準については昨年の12月に施行が始まったということで、全国的にも、都においても、これからどういったことが生じるのかということについてはぜひ注視をしていただければなというふうに思います。関連する調査等へのご協力等もこれから議論されてくることかと思いますけれども、引き続きこういった形で情報をいただければというふうに思います。

それでは、ほかはよろしいでしょうか。

あるいは、今回のこの資料３件に限らず、全般について何かご意見がございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、ほかにご意見等がないようでしたら、本日予定していた議事については以上ということで終了させていただきます。

それでは、事務局に進行をお返しいたします。

【荒山契約調整担当部長】　堀田部会長、議事進行のほどありがとうございました。

委員の皆様方には、長時間にわたりご意見をいただきましてありがとうございます。

最後になりますけれども、斉藤委員が令和８年９月30日をもちまして、任期満了で退任ということでございます。

今回、最後となりますので、斉藤委員よりご挨拶を頂戴できればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【斉藤委員】　ありがとうございます。今ご紹介いただきましたように、私は2018年からの８年間、この委員を務めさせていただきました。

就任した頃は、築地市場の移転問題がちょうど終わった頃でしたが、その後には、東京オリンピックがあったり、コロナ禍があったりといろいろございましたけども、おかげさまで今日、無事に任期を終えることができました。

私は法律学、特に、公法学を研究しており、公共契約に関する訴訟が起こされたときの判決等を分析することが研究の中心となります。この委員会、特に制度部会に入れていただき、制度設計にも携わることができたのは、とても大きな学びになり、またよい経験になりました。

今後はここでの経験を生かして、研究をさらに進めていければと思っております。

これからもご指導をお願い申し上げますとともに、皆様のご健勝とご活躍を心から祈念いたします。ありがとうございました。

【荒山契約調整担当部長】　ありがとうございました。

斉藤委員は、今お話がございましたように、平成30年からということで、８年間もの間、本当に長い間、こちらの委員のほうを務めていただきまして、貴重なご意見を頂戴しました。

当時、入札契約制度改革などいろいろありましたけれども、本当にそういったところからずっとお世話になったというふうに、私も当時からおりましたので、本当にお世話になったなというふうに実感をしてございます。

また、ほかの委員の皆様には、引き続きお忙しい中ご協力いただくことになりますけれども、今後ともご指導のほどお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

以上でございます。

――了――